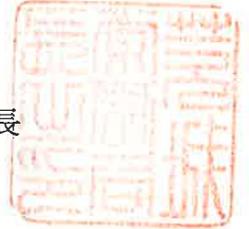


茨 労 収 基 第 256 号
平成 24 年 2 月 8 日

関係機関の長 殿

茨城労働局長



作業環境測定基準の一部を改正する告示等の適用等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づき、屋内作業場等について行う作業環境測定及びその結果の評価に基づく作業環境管理については、労働者の健康確保のための手法として定着し、重要な役割を果たしているところです。

平成22年度管理濃度等検討会報告書（平成23年6月）において、従来から作業環境測定を実施することとなっている物質のうち、ベンゾトリクロリド等7物質の管理濃度等について、最新の知見により改正することが適当とされました。これを踏まえ、作業環境測定基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第42号）、作業環境評価基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第43号）、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第45号）及び特定化学物質障害予防規則第8条第1項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第44号）がいずれも平成24年2月7日に公布されました。

また、ベンゾトリクロリドの管理濃度を新たに設定することに伴う所要の改正を行う特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第18号）も同日公布され、これらは4月1日から適用又は施行されることとされたところです。

つきましては、上記省令及び告示の内容は、別添及び下記のとおりですので、貴団体におかれましては、貴会会員に対して、周知徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第36条の2関係

「ベンゾトリクロリド」について、従来から、作業環境測定を行った結果については記録し保存しなければならないが（特定化学物質障害予防規則第36条第2項）、今般、3の（1）により管理濃度を新たに設定することから、作業環境測定の結果を評価しなければならないこととしたこと。そのため、測定した結果と併せて、評価した結果を記録することとしたこと。

2 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）別表第1関係

「ベンゾトリクロリド」の試料採取方法について、従来は直接捕集方法のみであったが、固体捕集方法を追加したこと。

なお、固体捕集方法によるより高い精度で測定できる具体的な方法としては、加熱脱着捕集管にて捕集後、加熱脱着により分離したものを試料として、ガスクロマトグラフ分析

方法（GC-FID法）により分析するものがあること。

3 作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）別表関係

(1) 「ベンゾトリクロリド」について、ACGIH（米国産業衛生専門家会議）は、ばく露限界値として天井値で0.1ppmを勧告していることから、管理濃度の値としては、測定の定量下限をも考慮して、0.05ppmと新たに設定したこと。このようなことから、可能であれば、0.05ppmよりも可能な限り低く抑えることが望ましい。

(2) 「エチレンイミン」等6物質については、管理濃度の値を小さくしたこと。

なお、「硫化水素」の管理濃度は、従来5ppmであったものを、1ppmに改正したが、測定方法は、従来から検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができるとしており（作業環境測定基準第10条第2項）、管理濃度の値を小さくした後であっても、測定値に影響を及ぼすおそれのある物質がない時は、検知管方式による測定機器と同等以上の性能を有する測定機器（例えばガスセンサー）を使用することが可能であること。

4 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和50年労働省告示第75号）第1号の表関係

「ベンゾトリクロリド」、「エチレンイミン」又は「硫化水素」が発散する作業場に設ける局所排気装置の性能要件を、3の改正に伴い改正したこと。

5 特定化学物質障害予防規則第8条第1項の厚生労働大臣が定める要件（平成15年厚生労働省告示第378号）関係

ベンゾトリクロリドが発散する作業場に設ける局所排気装置の稼働要件を定めたこと。

6 屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン関係

平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の6(2)イ(イ)中、「令別表第3第1号6」の下に「若しくは7」を加え、別表第1中、以下の「物の種類」の下欄「管理濃度等」を次のように改正する。

物の種類	管理濃度等
1～6（略）	
7 エチレンイミン	0.05ppm
8～40（略）	
41 ベンゾトリクロリド	0.05ppm
42～47（略）	
48 硫化水素	1ppm
49～58（略）	
59 エチレングリコールモノメチルエーテル （別名メチルセロソルブ）	0.1ppm
60～66（略）	
67 酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）	50ppm
68～70（略）	
71 酢酸ノルマルーペンチル（別名酢酸ノルマルーアミル）	50ppm
72～92（略）	
93 メチルイソブチルケトン	20ppm
94～114（略）	

参照条文

○労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）（抄）

（作業環境測定）

第六十五条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

3～5 （略）

（作業環境測定の結果の評価等）

第六十五条の二 事業者は、前条第一項又は第五項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の評価を行うに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従って行わなければならない。

3 事業者は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を記録しておかなければならない。

○作業環境測定基準（昭和51年4月22日労働省告示第46号）（抄）

（特定化学物質の濃度の測定）

第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2～8 （略）

（有機溶剤の濃度の測定）

第十三条 令第二十一条第十号の屋内作業場における空気中の令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤の濃度の測定は、別表第二の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2～5 （略）

別表第1 （略）

別表第2 （略）

○作業環境評価基準（昭和63年9月1日労働省告示第79号）（抄）

別表 （略）



管理濃度の改正について

このたび、化学物質による健康障害の新たな知見を踏まえ、作業環境中の化学物質の管理濃度を規定している作業環境評価基準等が改正されました。

改正告示は、平成24年4月1日から適用されます。

1 管理濃度の設定と改正について（作業環境評価基準関係）

厚生労働省では、新たにベンゾトリクロリドの管理濃度を設定するとともに、エチレンイミン等6物質の管理濃度を低減し、合計7物質の管理濃度を改正することとしました。

	物質名	(旧) 管理濃度	(新) 管理濃度
1	ベンゾトリクロリド	(設定なし)	0.05 ppm (注1)
2	エチレンイミン	0.5 ppm	0.05 ppm
3	硫化水素	5 ppm	1 ppm
4	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	5 ppm	0.1 ppm
5	酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	100 ppm	50 ppm
6	酢酸ノルマルーペンチル (別名酢酸ノルマルーアミル)	100 ppm	50 ppm
7	メチルイソブチルケトン	50 ppm	20 ppm

(注1) 可能であれば、0.05 ppmよりも、できる限り低く抑えることが望ましい。

(注2) 法令により作業環境測定が必要な物質は、以上の他に90物質あります。

(注3) 1～3の物質については、局所排気装置のフードの外側における濃度（いわゆる抑制濃度）も上記の値に改正されます。

2 測定方法の改正について（作業環境測定基準関係）

物質名		(旧) 測定方法	(新) 測定方法
ベンゾトリクロリド	試料採取方法	直接捕集方法	直接捕集方法 固体捕集方法
	分析方法	ガスクロマトグラフ分析方法	ガスクロマトグラフ分析方法

(注1) 加熱脱着捕集管にて捕集後、加熱脱着した試料をガスクロマトグラフ分析方法で分析することにより、より精度良く測定できることから、試料採取方法に固体捕集方法を追加したものです。

(注2) 硫化水素の測定方法については、作業環境測定基準の改正はありませんが、従来とおり、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法（測定値に影響を及ぼすおそれのある物質がない時は、検知管方式による測定機器と同等以上の性能を有する測定機器を用いることが可能です。